

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2023年1月(2022.12.13~2023.1.24)

法令情報

1. 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 <政令第369号>(2022.12.23公布、2023.2.1施行)

11月号の意見募集1が公布されました。水濁法では、「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」56種を指定物質として規定(法第2条第4項)し、当該物質を製造等する施設を設置する工場等の設置者に、指定物質を含む水が排出等される事故時の応急の措置並びに都道府県知事への届出(法第14条の2第2項)を義務付けています。今回、環境基準が設定された物質、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、アニリン、PFOS及びその塩、PFOA及びその塩の4物質が新たに指定物質として追加されました。

当該物質を製造・貯槽・使用等する施設を所有する事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_00964.html

2. 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令 <国土交通省令第92号>(2022.12.23公布、2023.4.1施行)

22.6.17に公布された題記法の一部の施行に伴う、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書の記載等が変更されました。

当該申請書を作成する事業者は利用できません。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155220720&Mode=1>

3. 石綿障害予防規則の一部を改正する省令 <厚生労働省令第2号>(2023.1.11公布、2026.1.1施行)

11月号の意見募集2が公布されました。事業者が建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を行うときは石綿等の使用の有無について事前に調査をすることとしています。今回、特定の工作物の解体等作業の事前調査についても、必要な知識を有する者が行わなければならないとする改正が行われました。

当該解体等作業を実施する事業者に適用されます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220229&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 2021年度のフロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類充填量及び

回収量等の集計結果について (2022.12.27環境省)

2021年度に機器に充填されたフロン類の量は、4.6千t(前年度比▲280t)、充填台数は53万台(同▲0.5万)と共に減少しました。一方、機器から回収されたフロン類の量は、5.1千t(同▲91t)と減少したものの、回収台数は、155万台(同+4.3万)と増加しました。また、廃棄時におけるフロン類の回収率は、約40%(同▲1%)とここ数年横ばい状態が続いています。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_00983.html

2. 産業廃棄物の不法投棄等の状況(2021年度)について (2023.1.17環境省)

2021年度に新たに判明した不法投棄事案の件数は、107件(前年度比▲32)、投棄量は3.7万t(同▲1.4

万)と、ピークの1998年度(1200件, 42.4万t)から大幅に減少しています。一方、2021年度末における不法投棄等の残存事案件数は、2.8千件(同+40)、残存量は1.5千万t(同▲20万)とほぼ横ばいでした。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01043.html

3. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における

2019年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について (2022.12.13 経産省)

環境省と経産省は、温対法に基づく温室効果ガス排出量の集計結果を公表しました。特定事業所排出者が1.2万事業者(前年度比+28)と微増、特定輸送排出者が1.3千事業者(同▲11)で微減、排出量の合計値は6億4千万t-CO₂(同▲2.6千万)と減少しました。また、特定事業所排出者について業種別数で見ると、製造業が52%(6.3千事業者)を占め、内訳では多い順に食料品製造業(1000事業者)、化学工業(800事業者)、輸送用機械器具製造業(700事業者)、プラスチック製造事業者(600事業者)でした。

<参考>経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221213004/20221213004.html>

4. 2021年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について (2022.12.27 環境省)

地球規模のオゾン全量は、観測が始まった1970年代と比べると、1980年頃から減少をはじめ現在はほぼ横ばい状態が続いています。また、日本における特定物質等の大気中濃度については、CFCの濃度は十数年以上減少し続けています。一方で、HFCは近年急速に増加、HCFCも増加し続けていましたが、一部の冷媒種は近年その増加がゆるやかになっています。HFCについては、今後も排出増加が見込まれており、環境省は関連法の適切な施行を通じて、オゾン層保護及び地球温暖化防止に向けた対策の推進を図っていきます。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_00985.html

意見募集情報

1. 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件(案)」に対する御意見の募集について (2023.1.4厚労省)

化審法第8条第1項では、一般化学物質を一定数量以上製造又は輸入した者は、毎年度、前年度の製造数量等を経済産業大臣に届け出なければなりません。但し、第一種特定化学物質又は第二種特定化学物質に該当しないことが判明している化学物質等、リスク評価を行うことが必要と認められないものとして指定された化学物質は、届出不要の物質として届出義務が課されません(同項第3号)。今回、届出不要の物質を追加する改正が行われます。厚労省は、2023.2.4まで意見募集を行っています。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222083&Mode=0>

2. 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(案)に関する御意見の募集について (2023.1.26厚労省)

今般、新たに1物質を「劇物」に指定、2物質(1物質は含有割合変更)を「劇物」から除外する改正がおこなわれます。新たに追加される物質は、農薬原料等に用いられる3-アミノプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤、除外される物質は、難燃助剤等に用いられる四酸化二アンチモン及びこれを含有する製剤、除外含有割合が変更になる物質は、2-イソプロトキシエタノール15%以下を含有する製剤(改正前は10%以下)です。厚労省は、2023.2.24まで意見募集を行っています。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220337&Mode=0>

以上